初めての就学支援金および奨学給付金

~ 久しぶりの方も、もう一度 ~

長崎県公立学校事務職員協会島原半島支部

発表者 長崎県立島原特別支援学校 主任主事 坂本 宝介 長崎県立島原翔南高等学校 主 事 吉川 和也

(※注)長崎県独自の事務処理方法や制度変更による相違点がありますので御留意ください

1 はじめに

就学支援金制度が始まってから6年が経ちましたが、 まだまだ毎年のように実務における制度の変更は続いて います。(様式の変更、マインバーの導入、算定方法の変 更など)

就学支援金を初めて担当する職員だけでなく、経験者でも久しぶりに担当すると、色々と変わっていてよく分からない。ということがあるのではないでしょうか。

本研究では、就学支援金事務における全体の流れを整理し、実務のポイントや注意点をまとめました。



2 年間スケジュール

就学支援金・奨学給付金 年間スケジュール

時期_	認定事務	補助金事務	財務会計事務	奨学給付金
3月	新 1 年生 説明·書類配付	2,3年生 交付申請 ※書類上は4/1付け。事務手続きの時	間を確保するため3月中に実施。	
4月	新1年生 書類回収	" → 交付決定 →	2,3年生 調定 (4/1付け) " 支出負担行為 新1年生 調定 (入学日付け)	
	" 報告・マイナンバー入力		新 1 年生 調 起 (八字 F 刊 1))	
(前年度分)	(前)実績通知書を保護者へ	(前)補助金の交付額の確定 (額確定通知書)	(前)支出の精算	
6月	認定審査の結果通知	1 年生 交付申請 → 交付決定 →	1年生 支出負担行為	
	交付決定通知書等を保護者へ			
	全学年 書類配付			全学年 書類配付 (概要)
7月	" 書類回収・報告			該当者 申請書類配付・回収
8月				ル 報告
10月	認定審査の結果通知 交付決定通知書等を保護者へ		次年度事務費の予算要求	支給決定・振込み
		(該当する場合のみ) 変更交付申請 → 交付決定 →	(該当する場合のみ) 支出負担行為の増減	
3月	次年度入学生 説明・書類配付	実績報告	決算	
4月	実績通知書を保護者へ	補助金の交付額の確定 (額確定通知書)	支出の精算	
			就学支援金の支出	······
例月			授業料徴収者からの授業料徴収	
随時	転入、転退学、休学等 家庭状況の急変		転入、転退学、休学等 → 調?	定の増減

3 就学支援金

(1) 制度の概要

- ・申請が必要
 - 一 就学支援金を受給するためには申請が必要です。申請書の提出が無い場合は、受給できませんので、確実に書類を提出してもらいましょう。
 - 要件を満たさないため申請しない場合も、申請しない意思を確認するため、辞退届を提出してもらいます。

• 返済不要

・所得要件がある

- 県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満の世帯が対象です。
- 課税額を確認するために、マイナンバーの提供又は課税証明書等の提出が必要です。

・就学支援金は授業料に充てられる

要件を満たし、認定されると就学支援金が支給されることになります。しかし、一般的な給付金とは異なり、それぞれの家庭に支給されることはありません。就学支援金は学校で代理受領し、本来支払うべき授業料に充てられます。

高等学校就学支援金制度とは? 県民税・市町村民税所得割額の合計額が507,000円未満 ※年収の目安が約910万円未満の世帯 授業料相当額が国から支給される制度です。



(2) 申請書類等の回収

申請者

高等学校就学支援金受給資格認定申請書

所得割額がわかる書類

マイナンバーを提出してもらう場合

個人番号利用目的同意書 兼個人番号提供書

個人番号確認書類

マイナンバー以外の場合

納税通知書や市民税・県民税特別徴収額の 決定通知書、または、課税証明書

辞退者

高等学校就学支援金資格認定申請の辞退届

(3) 書類回収における問題

問題:保護者がどの書類を提出すれば良いか分からない

- ・提出書類が人によって異なる
 - 上に記載したとおり就学支援金の申請、辞退における書類の提出には、いくつかのパターンがあり、 分かりにくいです。
- ・各書類の名称が長い
- この制度に馴染みのない保護者には「課税証明書 用の申請書を・・・」と言っても、なかなか伝わり ません。

改善策:申請書を色分けする

- ・各申請書類をカラーペーパーで色分けする。
 - 保護者から問い合わせがあった場合も、色で伝えることでわかりやすく説明ができます。
 - マイナンバー提出用 ピンク
 - 課税証明書等提出用 水色
 - 辞退届 黄色



(4) 提出書類のチェック (4月期)

ピンク色のマイナンバー提出者用

- ・ 裏面の住所欄に注意
 - 裏面にその年の1月1日の住所を記入する欄があることです。4月期に申請をするときには、前年の1月1日現在の住所(R2.4 月期であれば、H31.1.1 現在の住所)を記入してもらわなくてはいけませんので、引越しなどされている場合は注意が必要です。
- ・提出日、記入・チェック漏れの確認
 - 提出の日付は入学式以降(4月期)になっているか、必要箇所にチェックがついているかを確認します。

		78. **	n a
崎県教育委員 :	企 殿	2.44	
	高等	学校等就学支援金	
П	the second of the second of		
	發格認定申請書(初回 改等數学支援金(以下)就	9년) 学支援会」といいます。)の受給資格の認定を申請し	±+.
日収利	党祝届出書(2 詞目以	NE)	200-2
	粒質格認定を受けている。 「頃について、届け出ます。	ため、数学支援金の支給に関して、保護者等の収入	の状況
100000000000000000000000000000000000000		の2つの口のうち、いずれかの口に戸即を付けてく	ださい。)
		口にレ印を付けてください。)	
		製内容は、事実に相違ありません。 係の記載をして提出し、就学支援会の	
支給とさ	せた場合は、不正利	得の徴収や3年以下の懲役又は100万円	
	THE OTHER DESIGNATION OF THE PARTY OF THE PA	があることを承知しています。	
The second secon	の注意」及び「智念事項」	。保護者等による代集も可能です。配入に当たって!! をよく詰んせから配入してください。)	**
本有的社			
生態の氏名	NE.	4	
生態の生年月日	昭和・平成 年	H E	
4番の住所	7		
COLUMN PROPERTY.	MESE.	MAN.	
保護者等の連絡先			
生徒が在学する	3	長崎県立島原工業高等学校 .	
1 100 10 10			
		(入状況居出書の場合は記入不要です。) の受給資格認定の申請ができません。	
·高等学校等(修	東年間が3年ままで	サービー 大者	こ相当する
	。)が通算して36月を超え	新寺に在寺した朝間は、その片敷を (7) た者 (ただし、支給停止期間等は含めません。)	-411 m à 6
	5010-6	平成 年 月 日 中央小福祉・資	RL-10H
①現在の学校の 在学期間		(今毛支給停止開煙等)	
20.000000	th.	平成 年 月 月 一一一一一个校 甲 月 日	
	学校名	字域 44. 月 日 	6.98
Other months of		(うち文幹修止期間等)	
②過去の学校の 在学期間	W.	字成 年 月 日 一年度 年 月 日	- 11

[4936]		生徒との統領	(July 85 (g)	5.5	前年の	ーー り1月1
上記保護者等のその	9001月1日 1	現在 (申請又は)	直出を行う丼が	4~6∏Ø\$	動合には その	前年の1月1
日現在)の市区町村主 都 肝	TOTHCH N	市区用井		都进 府准	印を付ってくだ。	NU.)
日本国内に住所を4	だしていない。		□ 日本図台	に世別を有し	ていない。	
収入の修正中日・ 銀者等の変更があった (改認事項) (次の事項を確認の上	:場合には、支 口にレ印を付	前側が変更となる けてください。)	ので、必ず学		
□ 就学支援金を授業 要任することを了き						

個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

- ・住所欄に注意
 - ピンク色の申請書と同様に、前年の1月1日の住 所を記入してもらわなくてはいけません。
- ・不開示にチェックがある場合は状況確認を
- 不開示にチェックをつけるのは、DV被害など特別な事情がある場合のみとなりますので、チェックがついていた場合は家庭状況等を確認し、不開示の必要がない場合は保護者へ説明をしなくてはいけません。
- ・親権者のマイナンバーだけでよい
 - 間違って生徒分の番号確認書類が提出されることがあります。就学支援金制度で必要なのは、親権者のマイナンバーですので、生徒分は必要ありません。 保護者への説明や、配布文書で親権者分が必要であることを上手く伝える必要があります。

(番号確認書類)

- 個人番号カードの写し
- 個人番号通知カードの写し
- 個人番号が記載された住民票の写し

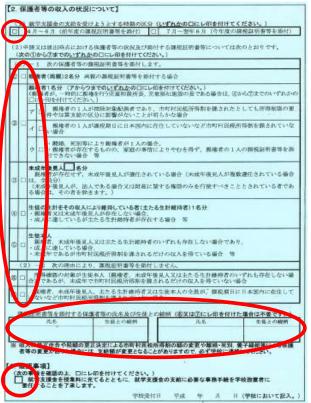




水色の課税証明書等提出者用

- ・提出日、記入・チェック漏れの確認
 - ピンク色の申請書と同様に、提出の日付が入学式 以降(4月期)になっているか、必要箇所に記入、 チェックがついているか確認します。





所得割額が確認できる書類

- ・以下の3つのうちいずれか
- 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収 税額の 決定通知書
- 市民税・県民税の納税通知書の写し
- 課税証明書
- 課税証明書等の年度に注意

申請時期	添付書類の年度
令和2年4月期	平成31年度分
令和2年7月期	令和2年度分

所得割額の確認方法







所得割額が確認できる書類つづき

- ・課税証明書等は原則親権者全員分が必要となるが、例外あり
 - 条件1:親権者Aが親権者Bの控除対象配偶者であること
 - 条件2:親権者Bの県民税・市町村民税所得割額 が50万円未満であること
 - 上記の条件を両方満たす場合は、親権者Bの分だけでよい。
 - 具体例 父親が会社員で給与所得のみ。特別徴収 税額の決定通知書を提出。母親が専業主 婦。

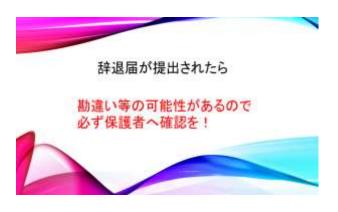


- 住民税の計算上、明らかに県民税・市町村民税所 得割額の合算額507,000円を超えることがないため、 母親の所得割額が確認できる書類は必ずしも必要で はありません。

辞退届

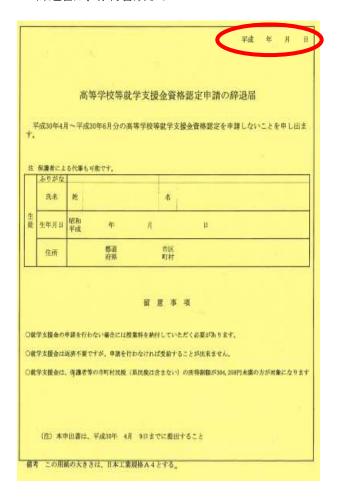
- <u>・</u>本当に辞退でいいのか確認を
 - まず辞退届が提出された家庭には、本当に収入限度を超過しており、辞退の意思があるか確認を行う必要があります。
 - 返還が伴う奨学金と勘違い、所得割額ではなく年 税額と間違っている等のケースがあります。
 - 保護者への配布文書等に、
 - モデル世帯で年収が約910万円未満の世帯が 対象
 - 全生徒の約8割が対象となる
 - 返済は不要

などの文言を記載すると良いでしょう。



辞退届つづき

- ・提出日の確認
 - こちらも申請書と同様、提出の日付が入学式以降 (4月期) になっているかを確認します。
- ・辞退届は、添付書類なし



(5) 補助金、財務事務(4月期)

4月の報告も終わり、県教育委員(以下「所管課」)から認定結果が通知されたら・・・

・所管課から認定通知、交付決定、予算令達を受けます。学校はこれを受け、支出負担行為、支出を行います。



・保護者に認定されたことをお知らせ



これで、新入生4月期の就学支援金認定までの流れが 一通り終わりです。

(6) 生徒の異動や家庭状況の急変

生徒が転入してきたとき

新入生4月期と同様に処理

受給資格認定申請書

個人番号利用目的同意書又は課税証明書等

前在籍校における受給資格消滅通知

生徒が退学・転学してしまった場合

就学支援金受給資格消滅の報告

退学•転学願

※転学の場合のみ上記に加えて転学先の受入通知 を提出します。

休学の場合

就学支援金支給停止申出書

休学願

復学の場合

収入状況届出書

課税証明書等※1

就学支援金支給再開申出書

復学願

保護者に離婚・再婚があった場合

受給資格認定申請書又は収入状況届出書

課税証明書等※2

戸籍謄本が必要になることもあります。

※個人番号を提出している場合は、課税証明書等は提出 不要。

(7) 7月期の処理

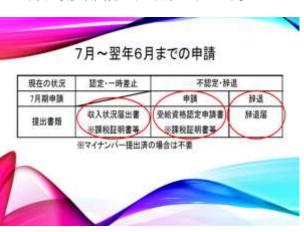
新入生4月期の申請、認定が終わりほっとするのもつかの間で、すぐに全学年7月期、7月~翌年6月までの申請の準備にとりかからなくてはいけません。



全学年が対象となるので早めの行動を!



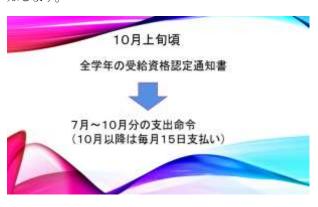
- ・7月期は現在の認定状況により3つのパターンに分かれる
- 現在認定を受けていて、収入状況届出書を提出するパターン。
- 現在認定を受けていなくて今回申請するか、しないかの2パターンの合計3つ。
- ・回収する書類は基本的に新入生4月期と同じ
- 現在認定を受けている家庭からは収入状況 届出書と添付書類。
- 新たに申請をする家庭からは受給資格認定申請書 と添付書類。
- 一辞退する家庭からは辞退届を回収。
- ・マイナンバー提出済みの場合は、添付書類なし
 - マイナンバーを提出済であれば添付書類は必要なく収入状況届出書のみの回収となります。



(8) 補助金、財務事務(7月期~それ以降)

7月の報告も終わり、所管課から認定結果が通知されたら・・・

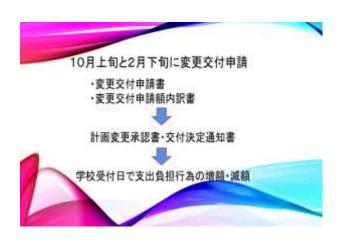
- ・所管課から全学年分の認定通知を受けます。 学校はこれを受け、支出を行います。 (7~10月分)
- ・10月以降は毎月15日に支払いがなされるように支出命令を行いましょう。
- ・また、4月期新入生のときと同様に申請者へ決定を通知します。



- ・ 就学支援金補助金の変更交付申請
- 7月期の審査結果、認定状況に変更があった
- 生徒の異動があった
- 上記のような理由で、年間の支出負担行為額に変 更がある場合は、変更交付申請書と変更交付申請額 内訳書を提出します。

(長崎県では10月と2月に所管課から照会)

- 計画変更承認書及び交付決定通知書が届くので、 学校受付日で支出負担行為の増額・減額を行います。
- 添付書類は就学支援金補助金の変更承認書及び交付決定通知書の写しとなります。

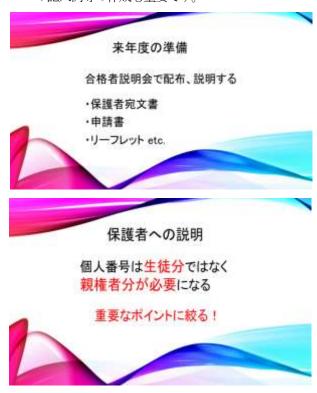


(9) 年度末の処理

- 補助金の実績報告
 - 全学年の補助金実績報告
 - 補助金実績報告を提出後、所管課から補助金の確 定通知書が送付されます。
 - 新年度の新2,3年生の補助金交付申請

・新1年生への保護者説明

- 3月末にある合格者説明会で配付する保護者宛文 書・申請書などを準備します。
- 一 合格者説明会で就学支援金について資料を配布、 説明します。
- 重要なポイントに絞って説明することが大事。また、保護者がわかりやすいような配布文書・申請書の記入例等の作成も重要です。



(10) 就学支援金関係の調査

・国庫補助の事務費

- 次年度の就学支援金事務費交付金に係る事業計画 と当該年度の就学支援金事務費の決算額調がありま す。
- 次年度の就学支援金事務費交付金に係る事業計画 は10月中旬
- 当該年度の就学支援金事務費の決算額調は、1回 目が3月上旬、2回目が4月上旬になります。
- 一 就学支援金は国庫補助事業のため、事務費(需用 費、役務費)に係る証拠書類の提出が必要になりま す。

4 奨学給付金

(1) 制度の概要

- ・申請が必要
 - 就学支援金と同じ時期に高等学校奨学給付金という制度の申請も行わなくてはいけません。

• 返済不要

- ・次の要件を全て満たす必要がある
 - 生活保護世帯または、保護者(親権者)全員の県 民税・市町村民税所得割額の合算額が非課税(0円) の世帯であること。
 - 保護者 (親権者) が長崎県内に住所を有する世帯 であること。
 - 高等学校等(長崎県外を含む)に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯であること。
 - その年の7月1日現在で満たしていること。
- ・支給される金額はそれぞれの世帯の構成によって変わる。

	給付額		
生活保護(生業扶助)			32,300 円
	通信制		36,500 円
非課税	通信制以外	第1子	82,700 円
		第2子以降	129,700 円

- 第2子以降とは

生徒本人の上に15歳(中学生を除く)以上23 歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる場合。

高等学校奨学給付金とは?

7月1日に以下の要件すべてに該当する世帯に給付金が支給

- ・生活保護世帯または、保護者(親権者)すべての県民税・ 市町村民税所得割額の合計がO円(非課税)
- ・保護者(親権者)が長崎県内に住所を有する
- ・高等学校(長崎県外を含む)に在学し、就学支援金の 支給を受ける資格を有する高校生等がいる



(2) 手続きの流れ

- ・非課税世帯が対象。就学支援金の書類で対象者を確認
- 奨学給付金は保護者(親権者)全員の県民税・市町村民税所得割額の合算額が非課税(0円)である世帯が対象となるので、就学支援金の書類により対象者を決定して、該当世帯へ申請書を配布します。 ※H30年度からは、就学支援金をマイナンバーにより申請した世帯へは、対象者が分かり次第、速やかに配布します。

・書類回収に時間を要する

- 提出があった書類はすぐに確認をして、不備があった場合には保護者へ早めの連絡を心がけるようにします。
- 書類によっては提出してもらうのに時間がかかる場合があります。

(3) 書類のチェック

申請書

- ・日付、記入・チェック漏れに注意
 - 就学支援金同様、日付や必要箇所にチェック、記入されているか確認します。
- ・申請者が一致しているか
 - 表面の申請者と、裏面の口座名義人、生業扶助を 受けていない旨の誓約の申請者が一致しているかを 確認します。ここは必ず一致するようにしてくださ



添付書類

第1子の場合

認定年度分の課税証明書等

住民票謄本

通帳の写し

- 課税証明書等は、就学支援金とは違い、配偶者控 除であっても保護者全員分が必要となります。就学 支援金で使用したものの写しでも可となっていま す。
- 就学支援金でマイナンバーを提出している場合は、課税証明書等の添付は不要となっています。
- 住民票謄本は、7月1日以降に発行されたものであることを確認してください。
- 通帳の写しは、校納金の引き落とし口座と同一の 場合は不要です。

◎第1子の場合

・課税証明書等(就学支援金で使用したものでも可)

※配偶者控除であっても全員分 マイナンバー提出済の場合は不要

·住民票謄本

7月1日以降に発行のもの

・生活保護受給証明書(生業扶助受給世帯の場合)7月1日以降に発行され、生業扶助の記載があるもの

第2子以降の場合

課税証明書等

住民票謄本

通帳の写し

健康保険証の写し

- ※7月1日の年齢が15歳以上23歳未満の子(中学生を除く)の健康保険証の写し
- 兄姉等が県外へ進学していると、郵送等で保険証の写しを送ってもらうなどのやり取りで時間がかかることがあるので注意。
- 健康保険に未加入の世帯は、扶養誓約書
- 特に注意すべき点として、住民票の除票があります。国民健康保険加入で、高校生等本人以外に15歳以上23歳未満の扶養している者がいる場合、保護者と別居し、住民票を異動させているときには、住民票の除票が必要になります。

◎第2子以降の場合

・課税証明書等(就学支援金で使用したものでも可)

※配偶者控除であっても全員分 マイナンバー提出済の場合は不要

·住民票謄本

7月1日以降に発行のもの

通帳の写し

校納金と同じの場合は不要

◎第2子以降の場合

・15歳以上23歳未満の子(中学生を除く)の保険証の写し 健康保険未加入の世帯は扶養誓約書

国民健康保険加入 本人以外に15歳以上23歳未満を扶養 保護者と別居で住民票異動

住民票除票

・生業扶助受給世帯の場合

生活保護受給証明書

通帳の写し

- 生活保護受給証明書は、7月1日以降に発行され、 生業扶助の受給の記載があるか確認します。
- 通帳の写しは、こちらも校納金口座と同一の場合 は不要です。

5 就学支援金・奨学給付金あるある

(1) 就学支援金

- ・生徒のマイナンバーを間違えて持ってくる
- ・親権者以外のマイナンバーを添付してくる、子供や 祖父母の分は不要なんです
- ・奨学給付金との違いが分かっていない
- ・奨学金と勘違いして、返済が必要だと思われている
- 自分のところにお金が振り込まれると思っている
- ・モデルケースに目安年収910万円とあるため年収が 超えていると対象外と思ってしまう
- 申請書のチェック漏れが多い
- ・申請しなくても、授業料は免除されると思っている
- ・所得証明書や源泉徴収票を添付してくる
- ・出される書類にシワ、シミがついている
- ・就学支援金が認定されても校納金や修学旅行代は払ってもらわないと・・
- ・書類提出が遅い人は決まって同じ人
- ・書類が行方不明の時は生徒のかばんの底
- ・説明書が分からないからって、すぐ電話してくる親 権者。それより困るのが聞いてもこない親権者
- ・前年の1月1日の住所って言ってるのに、今の住所 を書いてきている

(2) 奨学給付金

- ・給付金は返済不要だと何回言えば分かってくれるの
- ・奨学給付金に必要なのは住民票謄本、戸籍謄本を出さないで
- ・ 書類提出が早いのはいいけど、翌月に給付金が振り 込まれないと言われても困るんです
- ・給付金の申請書はいくらでもありますから、書類な くしたのなら住民票と印鑑だけもって学校に来てく ださい
- ・保護者が県外在住の場合は、学校では手続きできないので、給付金受給可能性を案内するが、申請をしたかは確認できない。でも、在学証明書を申し込んで来たらひと安心

(3) あるあるではないけれど、たまにある

- ・他県在住の保護者は生徒経由で書類が渡せないので 文書の往復だけで1週間、記入ミスで書類送って更 に1週間
- ・マイナンバーで就学支援金を認定後、改めて課税証 明書を取得したら市民税の修正申告がされてて金額 変わってる・・・
- ・養子縁組をしていない生徒を義父が扶養してる場合 は支給対象者が何人いても全員第1子扱いなんです

6 おわりに

就学支援金や奨学給付金の業務は、4月や7月など特定の時期に業務が集中し、保護者からの書類提出を待つことになるため、時間があるようで時間がない。と感じてしまいます。

時間と気持ちに余裕をもってこの業務にあたるため に、保護者目線で分かりやすいお知らせをすることを心 掛け、書類の不備や再提出があまり無いようしたいもの です。

冒頭の年間スケジュールをもとに、自分の業務の現在 地を確認するとともに、本資料の様々なポイントから自 分に役立つヒントを見つけていただけると幸いです。

長崎県公立学校事務職員協会島原半島支部

長崎県立島原高等学校 長崎県立国見高等学校 長崎県立小浜高等学校 長崎県立口加高等学校 長崎県立島原農業高等学校 長崎県立島原工業高等学校 長崎県立島原商業高等学校 長崎県立島原翔南高等学校 長崎県立島原特別支援学校